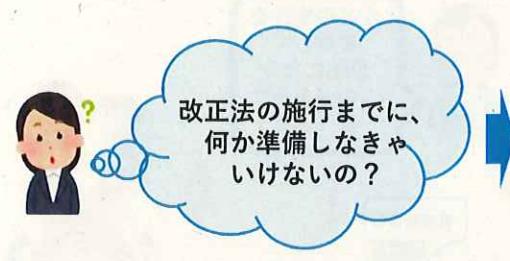
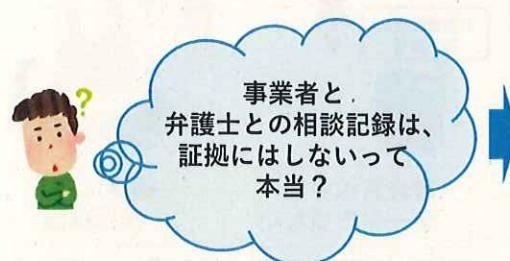
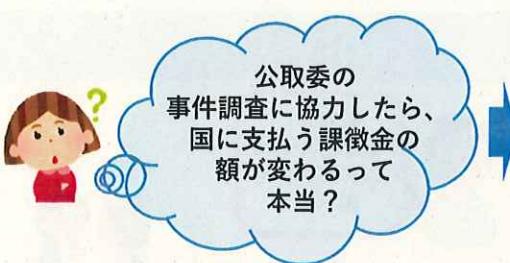
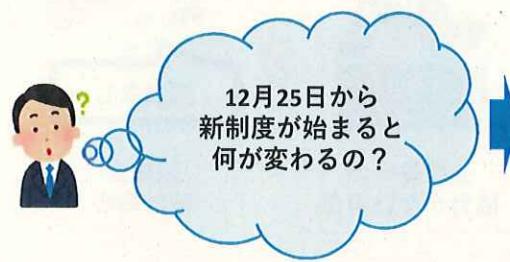


改正独占禁止法を知って、賢くコンプライアンス！

改正独占禁止法の施行に伴い、**令和2年（2020年）12月25日から新制度が始まります！**



新制度のポイントは**3つ**です！

- ✓ 課徴金制度の見直し
- ✓ 新しい課徴金減免制度
- ✓ 判別手続の導入

課徴金の**調査協力減算制度**（※事業者の事件調査への協力に応じて減算率を決める制度）が導入されます。

調査協力減算制度の導入により、事業者が外部の弁護士等に相談するニーズがより高まります。**弁護士との相談に係る法的意見の秘密を保護**するために、**判別手続**という新たな手続が導入されます。

判別手続を利用するためには、**あらかじめ弁護士との通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管**しておく必要があります
(公取委の**調査開始前の日頃の準備**が必要です。)。

改正法施行に向けてしっかり準備をすることでどんなメリットがあるのか、準備をしたA社と準備をしなかったB社の違いを見てみましょう！

《仮想事例》

社内調査をしたところ、営業担当者が他社の営業担当者と、商品Xの一斉値上げの合意をしていましたことが発覚…社内では対応に追われることになった。

準備したA社



準備しなかったB社



課徴金の調査協力減算制度の場合

A社

A社・弁護士 公取委



B社



弁護士と相談

公取委との協議・合意

公取委への協力(資料提出など)

課徴金を減額します

公取委への協力がない場合

減額なし

※ 実際の減額の割合は協力の度合いなどによって変わります。

判別手続の場合

A社



事業者に返却したもの以外の物件を調べよう



弁護士と法的相談

記録作成

日頃から適切に保管

判別官の確認・事業者への返却

審査官は書類・データを見ない

相談に係る秘密保護

B社



全ての物件を確認して証拠になるものがあるか調べよう



弁護士と法的相談

記録作成

日頃から適切に保管されていない

判別官の確認・審査官への引継ぎ

審査官は書類・データを見る

秘密は保護されない

まとめ



公取委に協力したら、課徴金を減額してもらえる可能性があるなんて、大きな違いがあるなあ！

弁護士との相談記録を日頃からしっかりと管理しておけば、相談に係る秘密が保護されるから安心して弁護士に相談できるし、調査協力減算制度も利用しやすくなるね！



そのとおりです！

弁護士との相談記録は日頃から適切に管理しておくなど、改正法施行に向けてしっかり準備をしておくことが大切です。公正取引委員会の改正法特集ページやYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載されている新制度についての動画・資料や、公正取引委員会が経済団体向けに行っている講師派遣なども活用して、賢くコンプライアンス対策をしましょう。

改正独占禁止法施行に伴い 本年12月25日から導入される 新制度についての 講師派遣の御案内

公正取引委員会

- ✓ 公正取引委員会職員を経済団体の説明会・研修会に派遣中
- ✓ オンライン形式にも対応
- ✓ 無料（講師への謝金・旅費不要）
- ✓ 所要1時間程度（ご要望に応じて対応します）

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページ記載の必要事項を御記入の上、

kaiseihou2020@jftc.go.jpにメール

してください。

※ 申込方法の詳細は裏面を御参照ください。



【概要】

○新制度は、

①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
②新たな手続である判別手続は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、日頃から準備をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、調査協力減算制度を活用しやすくなるなど、本年12月25日の新制度導入前のなるべく早い時期から、各企業において新制度の開始に備えて準備を進めていただくことが必要になる内容となっております。

○公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、新制度の導入に向けた準備にお役立てください。

○新制度導入後の講師派遣も積極的に受け付けております。

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）

【公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページについて】

The screenshot shows the homepage of the Japan Fair Trade Commission (公正取引委員会). At the top, there is a navigation bar with links to '公正取引委員会について' (About), '報道発表・広報活動' (Press Release/PR Activities), '相談・手続き窓口' (Consultation/Procedure Counter), '独占禁止法' (Anti-monopoly Law), '下請法' (Subcontracting Law), and 'CPRC (競争政策研究センター)' (CPRC (Research Center on Competition Policy)). Below the navigation bar, there is a section titled '创意あふれる事業者と消費者の利益のために' (For the benefit of creative business operators and consumers). A red arrow points from the text 'こちらをクリック' (Click here) to a green button labeled '新制度（改正法）特集（令和2年12月25日施行）' (New System (Amendment Law Special Edition) (施行 Date: December 25, 2020)).

This screenshot shows the 'New System Website Map' (新制度サイトマップ) section. It features several colored boxes with links to different parts of the new system. A red arrow points from the text 'こちらをクリック' (Click here) to a yellow box containing the text '新制度の内容について問い合わせたい' (Want to inquire about the content of the new system) and 'よくある質問はどちら制度ごとの窓口はどちら講師派遣の依頼はどちらオンライン説明会はどちら' (Frequently asked questions: Which window is for which system? Who handles teacher派遣 requests? Who handles online explanatory meetings?). There is also a small dog icon with a speech bubble saying '初めての方は こちら!!' (For first-time users, click here!).

This screenshot shows the 'Explanation Meeting / Training Session Application' (御案内) section. It contains text about the new system's implementation and its benefits. A red arrow points from the text 'こちらをクリック' (Click here) to a blue box at the bottom left containing the text '新規登録者が登録者登録までに何を準備するべきか? 何を準備するべきか? 説明会や研修会を開催したいけど... 講師をいない...' (What should a new registrant prepare before registration? What should be prepared? I want to host a meeting or training session, but... I don't have teachers...). There is also a small dog icon with a speech bubble saying '新規登録者の登録登録までに何を準備するべきか? 何を準備するべきか? 説明会や研修会を開催したいけど... 講師をいない...' (What should a new registrant prepare before registration? What should be prepared? I want to host a meeting or training session, but... I don't have teachers...).

こちらのページに記載されている
必要事項を記載の上、
kaiseihou2020@jftc.go.jpに
メールでお申し込みください。